

**高知県環境基本条例**

(林業環境政策課)

**○経緯**

平成5年11月の環境基本法の制定や平成7年4月の機構改革による文化環境部の設置など、本県の環境行政は新たな視点に立った対応が求められることになり、文化及び環境それぞれの視点から各種施策を総合的に推進するため、「高知県環境基本条例」を平成8年3月26日に制定しました。

**○特色**

- (1) 環境の保全に加え、創造を目的の一つに明示したこと
- (2) 「森林及び緑地の保全」、「農村環境の保全等」、「清流の保全」など本県ならではの環境を再評価する項目を盛り込んだこと
- (3) 「都市部と中山間地域との連携の促進等」という県政の重要な課題である中山間地域対策を位置付けたこと
- (4) 「環境影響評価の推進」、「環境教育及び環境学習の振興等」、「資源の循環的な利用等の促進」などの予防的手法を位置付けたこと
- (5) 環境基本計画とローカルアジェンダ21の策定を位置付けたこと

**○概要****前文（抜粋）**

私たちは、今までの経済効率優先を改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、高知らしさあふれる県づくりをすべての県民の参加により推進し、将来の世代に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定する。

**第1章 総則****(目的)**

**第1条** この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第2条	定義
第3条	基本理念
第4条	県の責務
第5条	市町村の責務
第6条	事業者の責務
第7条	県民の責務
第8条	高知県環境白書

**第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策**

- 第1節 環境基本計画
- 第9条 環境基本計画
- 第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等
  - 第10条 施策の策定等に当たっての配慮
  - 第11条 環境影響評価の推進
  - 第12条 規則の措置
  - 第13条 助成等の措置
  - 第14条 施設の整備等の推進
  - 第15条 資源の循環的な利用等の促進
  - 第16条 都市部と中山間地域との連携の促進等
  - 第17条 森林及び緑地の保全等
  - 第18条 農村環境の保全等
  - 第19条 清流の保全
  - 第20条 美しい海及び海岸の保全
  - 第21条 環境美化の促進
  - 第22条 良好的な景観の形成
  - 第23条 環境教育及び環境学習の振興等
  - 第24条 民間団体等の自発的な活動の促進
  - 第25条 情報の提供
  - 第26条 調査及び研究の実施等
  - 第27条 監視及び測定等
  - 第28条 総合調整等のための体制の整備
- 第3節 地球環境の保全
  - 第29条 地球環境の保全に資する行動計画の策定等
  - 第30条 地球環境の保全に関する国際協力等

**第3章 国及び他の地方公共団体との協力等**

- 第31条 国及び他の地方公共団体との協力等
- 第32条 市町村への支援

## 高知県環境基本計画 第三次計画の推進

(林業環境政策課)

### ○経緯

高知県環境基本条例第9条に基づき、本県の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくための道筋と具体的な施策を定める「高知県環境基本計画」を平成9年2月に策定しましたが、計画の見直しを行い、平成20年11月に第二次計画を策定し、これまで環境施策に取り組んできました。

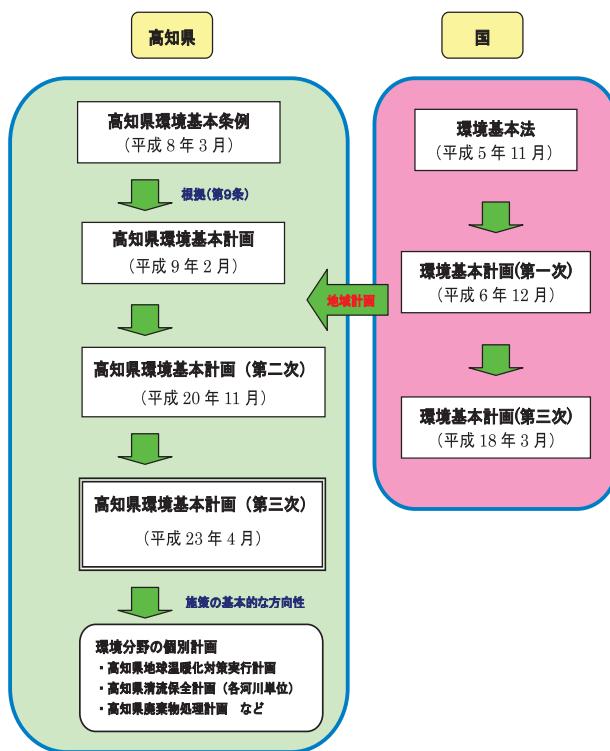
今回、計画期間の終了に伴い、新たに「高知県環境基本計画第三次計画」を平成23年4月に策定しました。

### ○概要

#### ■高知県環境基本計画の位置付け

本計画は、環境分野における個別計画の具体的な施策や目標等に基本的な方向性を与えるもの

#### ■計画の位置付け



#### ■計画の基本的な考え方

### 高知は地球の循環モデル ～空・山・川・海みんなともだち～

- (1) 環境のトップ・プランナーとして本県発の企画・提案などを全国へ情報発信
- (2) 再生可能エネルギーの導入をはじめとする本県ならではの新たな環境ビジネスの振興

#### ■計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

#### ■めざすべき将来像

めざすべき将来像は次の3つの社会とし、県全体の統合的な取組を進めていきます。

- (1) 地球温暖化対策が進んだ低炭素社会
- (2) 環境への負荷の少ない循環型社会
- (3) 社会の基盤となる自然環境の保全が図られた自然共生社会

#### ■将来像の達成に向けた取組(イメージ図)



#### ■計画の対象分野

計画の対象地域は高知県全域とし、対象は次の5つの分野とします。

- (1) 地球温暖化への対策
- (2) 循環型社会への取組 (3Rの推進等)
- (3) 自然環境を守る取組
- (4) 環境ビジネスの振興
- (5) 環境学習の推進とネットワークづくり

#### ■各分野における達成度の指標

本計画の効果的な推進のため、2015年(平成27年)度までの5ヶ年でめざす各分野の達成度の指標を定量的に掲げ、達成状況の把握及び評価を行います。

分野	達成度の指標
地球温暖化への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の温室効果ガスの排出量を基準年(1990年)比で31%削減を達成します。</li> </ul> <p>※目標年度は2020年(平成32年)度</p>

分野	達成度の指標	分野	目標（数値目標）
循環型社会への取組（3Rの推進等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民一人当たりゴミ（一般廃棄物）排出量を一日 956 g 以下に削減します。</li> <li>・産業廃棄物の排出量を年間 114 万 9 千 t 以下に削減します。</li> </ul>	環境学習の推進とネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「森のようちえんネットワーク」の実施団体が行う、自然体験活動への参加延べ人数を年間 800 人以上とします。</li> <li>・地域と協働して取り組む環境保全活動を公立高校の 8 割で実施します。</li> <li>・環境学習を行うにあたって、自然体験リーダーを延べ 72 人以上、自然体験インストラクターを延べ 72 人以上養成します。</li> <li>・4 テーマ（山・川・海・街）による環境学習プログラムの開発及びプログラム集の作成を行い、小・中学校や社会教育施設等に配布し、環境教育の内容を充実します。</li> </ul>
自然環境を守る取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内民有林の 3 ケ年間（H25～29）の間伐面積を 3 万 9 千 ha とします。※目標年度は 2017 年（平成 29 年）度</li> <li>・公共土木工事の木材利用量を工事費 1 億円当たり基準値（H16～20 の平均値）の 1.5 倍とします。※目標年度は 2014 年（平成 26 年）度</li> <li>・公共用水域における（BOD／CODのみ）に係る環境基準達成率を 93% 以上（BOD：95% 以上、COD：85% 以上）とします。</li> <li>・地下水における水質汚濁に係る環境基準達成率を 94% 以上とします。</li> <li>・特定鳥獣の年間捕獲目標をニホンジカ 3 万頭、イノシシ 6 千頭とします。</li> </ul>		
環境ビジネスの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働の森づくり事業によるパートナーズ協定締結件数（新規・更新）を増加させ、締結市町村を全市町村に広げます。</li> <li>・オフセット・クレジット（J-VER）制度による、H18～27（累計）の吸収クレジットを 6 万 t-co2 創出します。</li> </ul> <p>※目標年度は 2015 年（平成 27 年）度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマスの年間利用量を 53 万とします。</li> </ul> <p>※目標年度は 2015 年（平成 27 年）度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型農業を推進し、以下の目標を達成します。</li> </ul> <p>【IPM 技術の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設ナス：90%</li> <li>施設キュウリ：60%</li> <li>施設ニラ：40%</li> <li>施設カンキツ：40%</li> </ul> <p>【土壤診断処方箋点数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野菜：10,200 点</li> </ul> <p>【生産履歴記帳率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>100%</li> </ul> <p>※目標年度は 2015 年（平成 27 年）度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル製品等認定制度によるリサイクル製品を 100 件以上、環境配慮型事業所（エコショップを含む）の認定数を 20 件以上とします。</li> </ul>		

## ■計画の推進体制

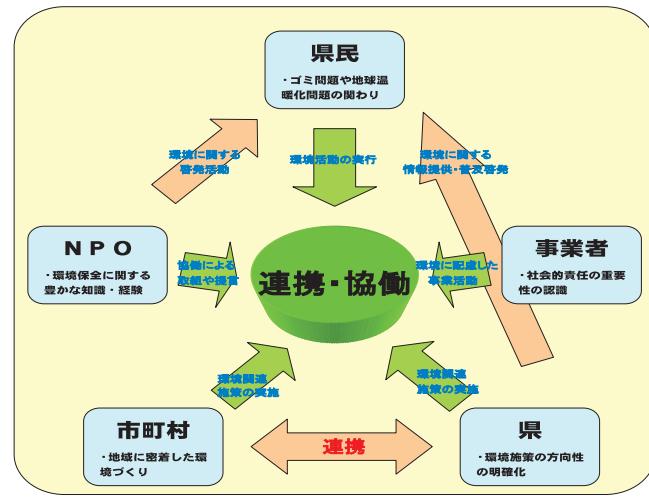
### （1）計画の推進体制

府内においては、横断的な検討組織の活用による情報の共有を図るとともに、県民やNPO、事業者等が取組に主体的に参画し、連携・協働した取組を推進します。

### （2）計画の進行管理

P D C A サイクルの考え方に基づく進行の点検を行うとともに、必要に応じて個別の施策や事業の見直しなどの検討を行います。

#### 【計画の推進体制】



## ■事業体系表

基本コンセプト

めざすべき将来像(2025年)

取組の戦略

**キャッチフレーズ**  
『高知は地球の循環モデル  
～空・山・川・海みんなともだち～』

低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の統合的な取組によって3つの社会を実現  
◎「環境のトップ・プランナー」として様々な環境施策の企画・提案を全国に先駆けて情報発信  
◎本県ならではの新たな環境ビジネスに関する技術開発やその振興に向けて取り組む

分野ごとの取組(分野横断的な取組)

《基本的な考え方》  
「環境のトップ・プランナー」として本県発の企画・提案を全国に発信するとともに、再生可能エネルギーの導入など本県ならではの新たな「環境ビジネスの振興」を図る

一步先を行く取組で低炭素社会を目指す！

■地球温暖化対策が進んだ  
低炭素社会

- ・県民運動による温暖化防止
- ・再生可能エネルギーの導入推進
- ・森林吸収源対策

## (分野ごとの取組)

## ○地球温暖化への対策

- ・県民運動による温暖化防止の取組の拡大や公共交通機関の利用促進などによるCO<sub>2</sub>の削減
- ・森林吸収源対策による温暖化防止や再生可能エネルギー導入への支援

①基本計画としての位置付け  
・環境に係る他の個別計画の上位計画(地球温暖化対策実行計画や廃棄物処理計画など)  
・個別の計画等に対して環境に関する基本的な方向性を示す  
・「高知県産業振興計画」や「高知県新エネルギービジョン」との整合性を図る

地域発、循環型の社会づくりで、高知が生き残る！

■環境への負荷の少ない  
循環型社会

- ・大量消費等の社会経済活動の仕組みの見直し
- ・3Rと適正処理の推進
- ・ライフスタイルの変革

自然環境は社会の基盤！  
豊かな山・川・海を持つ高知に  
追い風が吹く。

## ■社会の基盤となる自然環境の保全が図られた自然共生社会

- ・自然環境との共生
- ・清流の保全と振興
- ・自然资源の持続的利用
- ・快適な生活環境

| 様々な主体の参加と協働 |

## ○循環型社会への取組

- ・ゴミの3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- ・ゴミの適正処理や不法投棄・散乱ゴミの対策

②計画の対象  
・地球温暖化への対策  
・循環型社会への取組(3R等の取組)  
・自然環境を守る取組  
・環境ビジネスの振興  
・環境学習の推進とネットワークづくり

自然環境は社会の基盤！  
豊かな山・川・海を持つ高知に  
追い風が吹く。

## ■3つの社会をつなぐ環境ビジネスの進展

## (分野横断的な取組)

## ○自然環境を守る取組

- ・森林の整備や再生、公共工事等における環境負荷の軽減
- ・流域が一体となった清流の保全と振興
- ・快適な生活環境の確保
- ・自然環境との共生と身近な環境の保全や創造

③第二次計画以降の新たな視点  
・生物多様性・生態系の保全への対応  
・再生可能エネルギーの導入など環境ビジネスを加速させる取組

自然環境は社会の基盤！  
豊かな山・川・海を持つ高知に  
追い風が吹く。

■3つの社会を支える環境教育や  
環境学習の推進

## ○環境ビジネスの振興

- ・再生可能エネルギーの拡大など地球温暖化対策につながる環境ビジネス
- ・企業のCSR活動の誘致、民間資本の活用など多様な分野での環境ビジネス
- ・リサイクル産業等の振興を図る環境ビジネス

④計画期間  
・平成23年度から平成27年度までの5年間

3つの社会を支える環境教育や  
環境学習の推進

- ・環境教育や環境学習の取組の拡大
- ・環境活動のネットワーク化

⑤施策の重点化  
・明確な方向性  
・的を絞った施策の展開

⑥フォローアップ体制の強化  
・基本理念＋アクションプランの2段構えで推進  
・計画の進行管理と環境白書での進捗状況の公表  
・多様な広報媒体の活用による計画の普及啓発

## 高知県環境審議会

(林業環境政策課)

## ○概要

高知県環境審議会は環境基本法第43条及び自然環境保護法第51条に基づき、高知県内の環境保全に関する基本的事項や自然環境の保全に関する重要な事項を調査審議するために設置された知事の附属機関です。

審議会には総合部会、水環境部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会の5つの部会が設置されており、それぞれの所掌事務について審議を行っています。

## 【各部会の所掌事務】

部会名	所掌事務
総合部会	一 部会の審議に関する総合調整に 関すること  二 環境の保全に関する基本的事項 に関すること  三 前各号に掲げるもののほか、審議 会の所掌事務で他の部会の所掌 事務に属しない事項に関するこ と
水環境部会	水質、地盤沈下その他水環境に係る重 要事項に関すること
生活環境部会	一 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の 防止その他生活環境に係る重要 事項に関すること  二 廃棄物処理に係る重要事項に関 すること
自然環境部会	一 自然環境の保全に係る重要事項 に関すること  二 県立自然公園に係る重要事項に 関すること  三 鳥獣保護及び狩猟に係る重要事 項に関すること
温泉部会	温泉に係る事項に関すること

## 【審議会及び各部会の開催実績（平成25年度）】

開催日	会議名	議題
H26.2.18	環境審議会	報告事項 • 高知県環境影響評価条例の 一部改正について • 平成25年度公共用水域及 び地下水の水質測定計画に ついて • 安田川、羽根川の水質汚濁 に係る環境基準の水域類型 指定の変更について • 生物多様性地域戦略の策定 について • 白髪鳥獣保護区特別保護地 区の存続期間の延長につい て  審議事項 • 高知県環境基本計画第三次 計画の取り組み状況と成果 について • 鳥獣保護区特別保護地区の 指定について（室戸岬、工 石山、足摺山、白瀬、大堂 及び蒲葵島特別保護地区）
H26.2.18	水環境部会	• 平成26年度公共用水域及 び地下水の水質測定計画の 策定について
H26.2.18	自然環境部会	• 生物多様性地域戦略の策定 について • 鳥獣保護区特別保護地区の 指定について（室戸岬、工 石山、足摺山、白瀬、大堂 及び蒲葵島特別保護地区）



高知県環境審議会の様子 (H26.2.18)

## 環境活動支援センター えこらぼの活動

### ○現状と課題

県民の行う環境活動に対する支援や環境学習及び地球温暖化防止活動の推進拠点となる「環境活動支援センターえこらぼ」は、平成18年4月にこうち男女共同参画センター3階に開設されました。

センターの運営は、県内の環境活動を行う個人・団体が幅広く参加したネットワーク組織である「特定非営利活動法人環境の杜こうち」に委託し、行っています。

### ○施策の展開

#### (実施した取組)

##### 1 環境活動の支援

情報発信、ミーティング・交流スペースの提供、活動への助成のアドバイスなど、活動を行うグループやNPO団体の活動を支援しました。

##### (1) 情報発信事業

メールニュースやホームページ等で、イベント等情報の紹介や、団体や人材情報を提供しました。

##### ■えこらぼナニコレ博物館

夏休みにあわせて、小学生を対象に環境学習のための機材の紹介や講師による体験型の環境学習を実施する「えこらぼナニコレ博物館」を開催しました。

また、平成25年8月24,25日にソーレで、機材ライブラリの特設展示に加えて、エコ体験学習や体験コーナー「昔あそび体験」や「ミクロ生物観察会」も開催しました。

##### ■えこらぼの文化祭

平成26年2月8,9日に「こうち男女共同参画センター ソーレ」で、「エコエコ☆ダンボールタウン」をテーマに「第6回えこらぼの文化祭」を開催しました。



第6回えこらぼの文化祭チラシ

### (2) 環境活動団体への支援

#### ■外部資金獲得支援

環境活動団体へ補助金などの外部資金を紹介

平成25年度実績：紹介件数8件  
獲得(決定)件数：0件

毎週火・水曜日に外部資金獲得相談窓口を開設し、ホームページ上に外部資金獲得成功事例を収集掲載するなど、環境活動団体の外部資金獲得支援を強化しています。

外部資金獲得相談窓口	
開設日時	毎週火、水曜日 10:00~17:00
電話番号	088-802-2201

### 2 環境学習の推進

講師の紹介・派遣や学習機材を搭載した移動環境学習車「ECOまなぶ号」の貸し出しなどにより、学校や地域での環境学習の支援をしました。

また、環境省が行うこどもエコクラブ事業の県事務局として、こども達が地域の中で楽しみながら自主的に行う環境学習や実践活動を支援しました。

#### (1) こどもエコクラブ事業

こどもエコクラブ登録数 12 クラブ

(平成26年3月31日現在)

平成26年2月9日に、こどもエコクラブ交流会をこうち男女共同参画センター ソーレで開催しました。

県内6クラブ12名が参加して、それぞれの活動をまとめた壁紙新聞等を使った活動発表をしました。また、サポーターの意見交換会も開催しました。

こどもエコクラブ交流会参加団体

- フジこどもエコクラブ高知（高知市）
- 五台山こどもエコクラブ（高知市）
- Happiness（香南市）
- ハッピーコロリン（香美市）
- センチュリー（香美市）
- STEP（香南市）



エコクラブ交流会の壁紙新聞

**(2) 環境学習講師派遣**

学校や地域のイベント等へえこらぼに登録された環境学習講師を紹介・派遣しています。

平成 25 年度実績  
講師紹介・派遣件数：62 件

**(3) 環境学習機材の貸出し**

環境学習機材を、無料で貸し出しています。

**貸出機材の例**

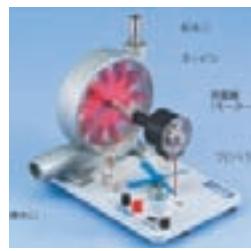
ソーラークッカー



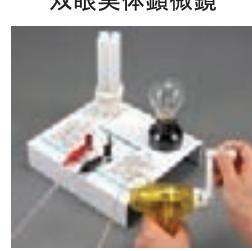
簡易水質検査セット



双眼実体顕微鏡



水力発電実験器



蛍光灯・白熱電球  
エネルギー比較実験器

※平成 25 年度貸し出し実績

E C O まなぶの貸出（平成 26 年 3 月廃止）

：12 回

環境学習機材のみの貸出：86 回

**(4) 50/50（フィフティ・フィフティ）モデル事業**

学校での省エネ活動を推進するため、平成 18 年から CO<sub>2</sub> 削減コンテストを実施しています。

平成 25 年度も、各学校間で電気・水道使用量の削減量を CO<sub>2</sub> に換算して削減割合を競いました。

- コンテストの対象時期：7 月～11 月
- コンテストへの参加校：45 校（小学校 20 校、中学校 5 校、高等学校・特別支援学校 20 校）
- 削減量：-66,837kg-CO<sub>2</sub>（参加 45 校の過去 3 年間平均排出量と平成 25 年の排出量より算出した値との比較）

**(5) 環境絵日記の取組**

小学生を対象に環境問題を家族で考えることにより、正しい環境知識を持ち、正しい消費行動の出来る「新しい環境意識」を子どもたちに育んでもらうため、環境絵日記を募集し、703 作品の応募がありました。



平成 25 年度環境絵日記大賞作品

**3 地球温暖化防止活動の推進****(1) 高知県地球温暖化防止活動推進員**

県では、平成 18 年度から、地域で率先して温暖化防止の活動に取り組み、普及啓発を行う地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を委嘱しています。

推進員は、自らの活動や、県や市町村などが行う地球温暖化防止に関する行事などへの参加を通じて、県民のみなさんに地球温暖化の現状やその対策についての知識を広め、身近なところから地球温暖化防止活動に取り組めるようアドバイスや支援を行っています。平成 26 年 11 月現在で、55 名の推進員が県内で活動しています。

環境活動支援センターでは、推進員に地球温暖化に関する知識や普及啓発の方法について研修を行うなど、その活動をサポートしています。

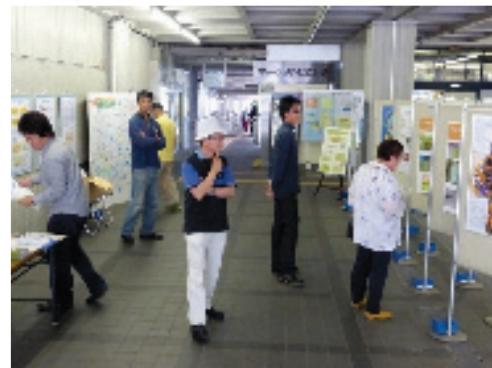
また、推進員の養成にも取り組んでおり、毎年 1 回、養成講座を開催しています。

**(2) 普及・啓発事業の実施**

環境月間や地球温暖化防止月間に、県庁正面玄関ロビーでのパネル展を開催するなど、幅広い普及啓発事業を企画・実施しています。

平成 26 年 6 ～ 7 月に開催した県庁ロビー展「気づいていますか？高知の〇〇」では 6 月 23 日か

ら 27 日まで高知市役所玄関前ピロティで、7 月 14 日から 18 日まで県庁ロビーで開催し、広く県民に温暖化防止について啓発を行いました。



平成 26 年 6 月のロビー展の様子

平成 25 年度は、地域のイベント（香南ふれあい祭りや土佐清水市産業祭等）への出展を計 6 回行い、地球温暖化防止に関するパネル展示や自転車発電機などの体験ツールを紹介して、温暖化防止の取組を呼びかけました。

#### （実施しようとする取組）

引き続き、環境学習の支援、環境活動団体の支援を充実し、中間支援組織としての機能を強化することにより、県民、事業者、各種団体及び行政機関等が連携・協働した温室効果ガスの削減活動が推進されるよう取り組みます。

#### 環境活動支援センターえこらぼ

**場所:** 高知市旭町3丁目115番地  
こうち男女共同参画センター  
「ソーレ」3階  
**利用時間(日曜・祝日・第2水曜日・年末年始閉館)**  
火～金: 9:00～19:00  
月・土: 9:00～17:00  
TEL 088-802-2201  
FAX 088-802-2205  
E-mail center@ecolabo-kochi.jp  
URL <http://ecolabo-kochi.jp>

#### 豊かな環境づくりの支援 (豊かな環境づくり総合支援事業)

(環境共生課)

#### ○概要

「高知県環境基本計画第三次計画」の目指す3つの社会づくり（低炭素社会づくり、循環型社会づくり、自然共生社会づくり）の方向性に沿った取組であり、当該計画の対象となる5つの分野（①地球温暖化への対策、②循環型社会への取組（3 R の推進等）、③自然環境を守る取組、④環境ビジネスの振興、⑤環境学習の推進とネットワークづくり）の以下に掲げるハード及びソフト事業に要する費用に対して補助を行います。

#### [対象事業]

- ・ 地球温暖化防止県民会議推進事業
- ・ 豊かな流域づくり活動支援事業
- ・ その他、特に知事が必要と認める事業  
(森林環境の保全に関する事業を除く。)

#### [補助金交付先]

- ・ 市町村等（公益法人を含む）又はN P O等

#### [補助率等]

- ・ 市町村等：補助対象経費の1／2以内（1 件当たりの補助金の範囲が100千円以上、1,500千円以下）
- ・ N P O等：定額（1 件当たりの補助金の範囲が500千円以下）

#### ■これまでの補助実績（直近 5 ヶ年）

年度	補助件数	補助金額(千円)
平成 21 年度	11	7,190
平成 22 年度	15	7,196
平成 23 年度	10	4,754
平成 24 年度	7	5,192
平成 25 年度	12	4,835

## ■ 平成25年度採択事業

整理番号	事業名	事業概要	事業実施者	総事業費	補助金額
1	鏡川自然塾運営事業	高知市を流れる鏡川とその流域を高知を代表する自然環境としてとらえ、その現状を科学的に把握するとともに、環境(自然)学習活動を通じて自然の仕組みを科学的に理解し、調査、記録する市民を育てるための「鏡川自然塾」を運営する。 塾の運営に当たっては大学・研究機関、行政、市民との協働で実施し、地域の自然の現状を明らかにするという新しいスタイルの取り組みモデルをつくる。	NPO法人環境の杜こうち	364	357
2	「薪のある豊かな昭和の豊かな暮らし学校」開校	薪エネルギーは、地球へ与える負荷が小さく、森林県高知として化石燃料代替エネルギーとして持続可能な経済社会に寄与すると考える。一方、「薪」がエネルギーの主流だった昭和30年頃までの生活様式を現在も残す中山間地域に住む高齢者世帯は、質素ではあるものの心豊かな暮らしを自然に実践している。このことから、次世代を担う子どもやご両親たちを対象に、「薪づくりから薪宅配、薪宅配から高齢者たちに学ぶ環境にやさしい住まい方」をテーマにした地域にやさしい豊かな暮らしの学校を開校し、循環型社会を意識した環境行政を学ぶステージを提供する。	NPO法人土佐の森・救援隊	279	230
3	旅する蝶・アサギマダラと豊かな高知家の里山環境を育む事業	県内の小学生・市民らと連携し、高知県を中継地として長距離移動するロマンに満ちた不思議な蝶アサギマダラの食草と吸蜜植物を植栽し森林環境を整備する。秋季には本州などから飛来する本種を観察しマーキング・放蝶し、観察地周辺の食草に産卵し孵化した幼虫の生活史調査を行い、子供達と自然のすばらしさ、命の大切さを体験学習し、人間と身近い生きものとの共存・命の源である豊かな森林と自然の恵みを共有する環境保全事業を推進する。	アサギマダラの里in秋葉山	187	185
4	高知県におけるコウモリ保護および人とコウモリとの共存を図る方法を模索するための生息状況把握調査	高知県の生物多様性保全を目的に、コウモリ目の生息状況調査を実施し、生息種の把握、既存文献に基づく現況把握、人工構造物の利用状況把握をするとともに、調査では高知県の生物に興味を持つ地域住民や大学生と連携することで、自然史科学研究を行う後継者の育成も図りながら、得られた成果は、コウモリの生息地保護や人とコウモリとの共存の方法を模索するための基礎資料として利用し、高知県の自然環境をテーマにした観察会や講座などの環境学習への活用を図る。	NPO法人四国自然史科学研究センター	515	500
5	スポットチェック10年の歩み「奈半利・田野沖サンゴ群集の10年」調査研究報告会	平成15年より継続的に行なっている環境省「モニタリングサイト1000」事業が10年目となる節目を迎え、これまでの調査結果をまとめ広く公表すると共に、その記録を冊子として後世に残し、今後の温暖化問題や生物多様性社会構築の為の情報を地域住民と共有することを目的とした報告会を開催する。	天然資源活用委員会	533	500
6	三崎川における実践的環境学習と研究発表会「はたのおと2014」の開催	川に興味ある地域住民が自然環境調査という実践的環境学習を通して身近な川(幡多地域にある三崎川)を知る活動と、その調査研究成果が地元でわかりやすく公開される研究発表会「はたのおと2014」の開催をおこなう。	研究会「はたのおと」	446	435
7	黒尊川水辺林再生事業	地域資源である黒尊川を外來者や観光客に豊かな水辺の自然環境を知ってもらい、川に親しんでもらうよう、これまで河畔林の間伐や遊歩道の整備を実施してきたが、年月の経過とともに、雑木等が生い茂り、キシツツジ、トサシモツケ及びヒメイワギボウシなど水辺に生育する希少な植物の個体数が減少しているので、間伐や枝切り等を行い、風とおしや日当たりを良くすることで水辺の生態系を保全し、あわせて遊歩道の整備を行うことで、多くの人が川辺に降り、川と親しめるように水辺環境の再整備をすることを目的とする。	しまんと黒尊むら	499	498
8	サルとの共存に向けた被害対策の取り組み	中土佐町笠場地域において、サルによる被害の軽減のため、地域住民が主体となり、サルを誘引していくミカン類の収穫を行う。収穫したミカンはジャムに加工し配布することで、高知県内の各地へこのような対策を広く普及する。現在、高知県の各市町村で無計画な有害捕獲が実施されており、このままではサルの地域個体群の絶滅等も懸念される。捕獲に頼らず、誘因物を除去し、サルを寄せ付けない地域にすることで、サルとの適正な棲み分けが可能となる。サルとの共存に向けた被害対策の取り組みを普及することを目的とする。	NPO法人四国自然史科学研究センター	506	500
9	感性豊かな子どもたちの育つ里山自然遊び学び場づくり	県立のいち動物公園に隣接する「のいち冒險の森(のいち憩いの森)」では、子どもたちを森へと誘う季節ごとの「森の学校」開催や「里山の学校(山の一日先生派遣事業)」を開催し、参加者への感動体験の提供に資する取り組みを行っている。今回、ここで感動体験内容をより充実するために、新たな施設の設置と、これまで維持管理してきた既存の施設の修繕並びに増強を図り、感性豊かな子どもたちの育つ里山自然遊び学び場を提供することを目的とする。	香長ネイチャーゲームの会	540	500
10	代かき濁水対策普及促進事業	物部川流域ではかねてより、本川の流量不足の問題とあわせて農業漏水による水環境悪化の問題が表面化しており、平成20年策定の「物部川清流保全計画」においても、農業漏水対策の推進が取組項目のひとつとして明記されている。 代かき濁水抑制・軽減のための有効な対策は「浅水代かき」と「止水板の利用」を各農業者が実践することであり、また、広報活動も不可欠である。 そのため、物部川の清流保全再生を目指し活動している当会が、農業系団体や関係行政機関との協働により、①農業漏水防止のための対策(浅水代かきと止水板の利用)の普及促進、②物部川流域住民(今回は主に農業者)の清流保全意識の醸成、③取組を通じた、流域における清流保全再生ネットワークの強化を行う。	物部川21世紀の森と水の会	494	493
11	東洋町生見海岸におけるアカウミガメに対する獣類による食害防止検討事業(予備調査)	東洋町生見海岸では、以前よりアカウミガメの産卵が確認されているが、近年その卵を何らかの動物が食害する例が観察されるようになってきた。早急にアカウミガメの卵を食している動物を確認し、その対策を講じることが必要となっている。本事業では、その予備調査として、センサー・カメラを用いて、生見海岸周辺に生息する哺乳類ならびに産卵場所である砂浜に侵入している種の把握を行い、対策の基礎とする。	NPO法人四国自然史科学研究センター	149	147
12	ヤイロチョウ保護区の森の監視及び調査の為のウェブマーランステム導入事業	ヤイロチョウは国の絶滅危惧種、高知県の鳥や四十万町の鳥に指定されているが、地域住民すらほとんど目撲したことが無い希少な鳥である。当協会は、全国からの募金や寄付金で生息地の森を取得し、生態系保護区として管理してきた。当協会の保護調査、普及教育研修施設として2014年7月にネイチャーセンターがオープンするため、人々がたくさんヤイロチョウの森を訪れることが予想される。そこで、保全・管理・普及啓発の目的で、ウェブカメラを設置する。	生態系トラスト協会	500	490
合 計		12件		5,012	4,835

## 環境影響評価制度 (環境共生課)

### ○現状と課題

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、県民などから意見を聴き、それらを踏まえたうえで環境への配慮を行う制度です。

### ○国・県の制度の状況と運用

環境影響評価法が平成11年6月に、また、環境影響評価条例が平成11年10月に施行され、それぞれの制度に基づき環境アセスメントの手続が実施されています。

環境影響評価法に基づき、手続を実施した開発事業を表1に、また、高知県環境影響評価条例に基づき、手続を実施した開発事業を表2に示します。

表1【環境影響評価法に基づく環境アセスメント実施状況】

事業の名称	太平洋セメント土佐工場発電所 3号発電設備建設
建設地	高知市孕東町
事業者名	太平洋セメント(株)
規模等	火力発電所出力 167,000kw
方法書※1 受理年月日	H11.8.30
準備書※2 受理年月日	H13.12.12
評価書※3 受理年月日	H14.12.18

表2【高知県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント実施状況】

事業の名称	一般国道493号 東洋北川線	都市計画道路 窪川佐賀線	香南清掃組合新 ごみ処理施設整 備事業
建設地	東洋町～北川村	窪川町 (現四万十町) ～ 佐賀町 (現黒潮町)	南国市
事業者名	高知県	国土交通省 ※アセス主体は 高知県 (都市計画決定権 者)	香南清掃組合
規模等	地域高規格道路 4車線約7km	一般国道 自動車専用道路 2車線約17km	処理能力 120t／日
方法書※1 受理年月日	H12.6.29	H12.10.23	H23.10.27
準備書※2 受理年月日		H15.12.11	H25.11.28
評価書※3 受理年月日		H16.11.2	H26.6.25

#### －用語解説－

##### ※1 方法書

環境アセスメントの調査の方法などを示した計画

##### ※2 準備書

方法書に基づき、調査・予測・評価した結果

##### ※3 評価書

準備書に対する意見を検討・反映した環境アセスメントの最終結果

詳しい情報は、下記URLに掲載しています。  
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/kochiasses.html>  
 また、同条例の対象事業一覧表を表3に示します。

表3【高知県環境影響評価条例の対象事業等一覧】

対象事業の種類		第1種事業	第2種事業
①道路	一般国道、県道、市町村道	4車線・10km以上	4車線・5km以上10km未満
	〃	—	2車線・10km以上(特別地域)
	林道 農道	幅員6.5m・20km以上	幅員6.5m・10km以上20km未満
②河川	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha以上100ha未満
	堰	湛水面積100ha以上	湛水面積50ha以上100ha未満
	放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積50ha以上100ha未満
③鉄道	普通鉄道	長さ10km以上	長さ5km以上10km未満
	軌道	長さ10km以上	長さ5km以上10km未満
④飛行場		滑走路長2500m以上	滑走路長1250m以上2500m未満
⑤発電所	水力発電所	出力 3万kw以上	出力1.5万kw以上 3万kw未満
	火力発電所(地熱以外)	出力15万kw以上	出力7.5万kw以上15万kw未満
	風力発電所	出力1万kw以上	出力0.5万kw以上1万kw未満
⑥廃棄物処理施設	最終処分場	面積30ha以上	面積15ha以上30ha未満
	一般廃棄物焼却施設	処理能力100t/日以上	—
	産業廃棄物焼却施設	処理能力100t/日以上	—
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上	—
⑦公有水面の埋立て及び干拓		面積50ha超	面積25ha以上50ha以下
⑧下水道終末処理場		計画排水量2万m <sup>3</sup> /日以上	—
⑨工場又は事業場 (製造業、ガス供給業、熱供給業)		最大排ガス量4万Nm <sup>3</sup> /時以上又は 平均排水量1万m <sup>3</sup> /日以上	—
⑩畜産施設	豚舎	飼育頭数5000頭以上	—
	牛舎	飼育頭数 500頭以上	—
⑪土又は岩石の採取		面積50ha以上	—
⑫土地区画整理事業 ※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑬流通業務団地造成事業 ※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑭宅地の造成 ※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑮レクリエーション施設 ※		面積50ha以上	—
⑯複合開発事業(上記※のものを併せて複数実施するもの)		各事業の面積比の合計が1以上のもの	面積の合計50ha以上
○港湾計画		埋立・堀込み面積150ha以上	

(注1) 「第1種事業」とは、必ず環境影響評価の手続を行う事業、「第2種事業」とは、環境影響評価の手續が必要かどうかの判定を知事が行う事業をいいます。

(注2) 「特別地域」とは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、自然公園法、自然環境保全法等で指定等が行われた地域をいいます。

## 文化環境評価システム

(環境共生課)

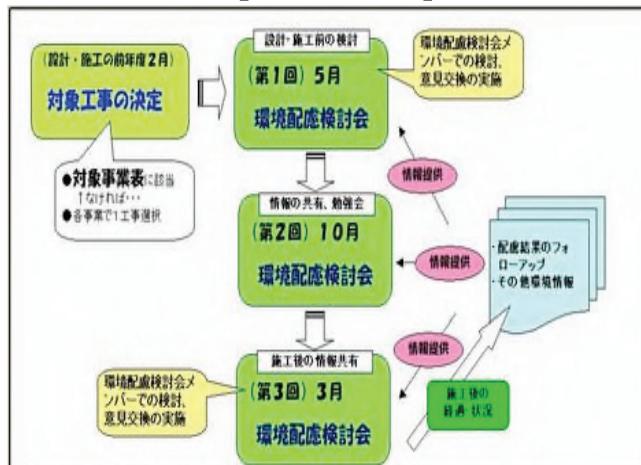
### ○概要

県が公共事業等のハード事業を行う際に、文化環境配慮方針に基づき、環境負荷の軽減と地域文化の保存・活用を継続的に行う全序的なシステムとして、平成11年度から実施しています。

対象は、事業費が一定規模以上の工事等について、工事発注前に検討会を開催し、より効果のある環境配慮を検討しています。

配慮の内容は、文化環境配慮方針の項目の中からそれぞれの現場において必要と思われるものについて検討を行い、工事終了後は実施した配慮項目について情報発信・情報共有をしています。

### 【システムフロー】



### ○配慮方針

配慮項目は下記のように、全事業種別が対象の「**共通配慮事項**」と、事業種別ごとに異なる「**個別配慮事項**」から構成されており、共通配慮事項は図のような4分野で25項目を設定し、また、個別配慮事項は事業種別ごとに3~13項目を設定しています。

例えば、共通配慮事項の「健全な生態系の維持・創造」の分野では、「多様な生態系の維持・創造」、「動物の移動経路の確保」などの項目を設け、生態系への環境保全を検討、実施します。

また、河川事業の個別配慮事項では「多自然型工法の導入の検討」や「魚の産卵、遡上時期の工事の回避」などの項目を設けて、河川工事の環境影響について検討します。

## 文化環境配慮方針の配慮項目



詳しくは、下記 URL を参考にしてください。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/bunka-kankyo-sys.html>

### ○環境配慮検討会の様子



環境配慮検討会の様子 (H26. 5)



環境配慮勉強会の様子 (H25. 11)

### ○平成 25 年度の具体的な配慮例

平成 25 年度の事業（工事）で取り組んできた配慮の具体的な内容を抜粋して紹介します。

#### ■国道 441 号地域活力基盤創造交付金 橋上部工工事 (一般道路事業)

##### 【工事概要】

橋梁上部工 L = 275 m

(施工場所) 四万十市西土佐橋

(工期) 平成 23 年 3 月～平成 26 年 2 月

(工事費) 1,961,400 (千円)

## 【主な環境配慮】

- ・架設に当たって四万十川の河原を極力乱さないような工法を採用した。
- ・架橋位置の周辺環境色を調査し、橋梁の色彩を決定した。



(写真1) 四万十川を極力乱さない架設工法を採用



(写真2) 周辺環境と調和した橋梁色彩を採用

**■県道足摺岬公園線社会資本整備総合交付金松尾トンネル工事(松尾工区)（一般道路事業）**

## 【工事概要】

トンネル工 L = 569 m  
(施工場所) 土佐清水市松尾  
(工期) 平成24年7月～平成26年2月  
(工事費) 1,087,861 (千円)

## 【主な環境配慮】

- ・区域全般の植生調査により、トンネル坑口にポット苗による緑化した。
- ・残土処分場で環境調査を実施し、ビオトープによる動植物の保全を検討する。



(写真3) トンネル坑口のポット苗による緑化



(写真4) 動植物の事前調査

**■松田川広域河川改修工事（河川事業）**

## 【工事概要】

施工延長 護岸工 65.1m 水制工1式  
(施工場所) 宿毛市和田  
(工期) 平成25年10月～平成26年3月  
(工事費) 20,872 (千円)

## 【主な環境配慮】

- ・護岸前面に水制工を設置し、流水方向を変化させることでアユの産卵場である瀬を保全した。
- ・検証のため施工前後に河川環境調査を実施した。



(写真5) 護岸前面に水制工を設置し、瀬を保全

**■室戸岬漁港施設機能強化工事（漁港事業）**

## 【工事概要】

消波ブロック製作 247基、据付 313基  
(施工場所) 室戸市室戸岬町  
(工期) 平成25年7月～平成26年3月  
(工事費) 165,377 (千円)

## 【主な環境配慮】

- ・消波ブロックを乱積みに据付することで稚魚等の生息空間を確保した。



(写真6)乱積み施工による魚の生息空間を創出

#### ■林道畠山仲木屋線1工区工事（林道事業）

##### 【工事概要】

林道開設 390m 法面工、擁壁工他  
(施工場所) 安芸市畠山  
(工期) 平成24年8月～平成25年9月  
(工事費) 78,009(千円)

##### 【主な環境配慮】

- ・切土斜面の緑化には、鹿の食害防止策として野生動物忌避剤を配合した植生とした。
- ・湧水の影響のない箇所は、発生土を利用した補強土壁工法を採用し、擁壁面を緑化した。



(写真7)野生動物忌避剤を混入した緑化法面



(写真8)補強土壁工による緑化

#### ○平成26年度の取組

平成26年度は、次の全11工事を対象として環境配慮を進めています。

- |           |         |
|-----------|---------|
| ■一般道路事業 2 | ■河川事業 1 |
| ■漁港整備事業 1 | ■治山事業 1 |

■建築物建設事業	1	■用排水路整備事業	4
■ほ場整備事業	1	計 11	

それぞれの工事において、予算的な制約はあります、今後さらに職員による文化や環境への配慮が高まり、環境負荷への軽減と地域文化の保存、活用が継続的に行われていくように努めています。

## 本庁舎の雨水利用システム (管財課)

### ○概要

平成 13 年 2 月 15 日から本庁舎屋上（約 2,000 m<sup>2</sup>）に降った雨を、地下貯留槽に貯水し、県庁周辺のわき水と合わせてポンプで本庁舎屋上にある雨水利用高架水槽にくみ上げ、本庁舎の 21 カ所のトイレ用洗浄水として利用しています。

地下貯留槽は、使われなくなった旧蓄熱槽や旧浄化槽などの遊休施設を活用していますので、この雨水利用システムの事業費は約 1,500 万円に抑えることができました。

平成 25 年度実績で約 11,807 トンだったトイレ洗浄水の約 99.9%を雨水等でまかなっています。



雨水利用高架水槽（本庁舎屋上）

## 本庁舎等における省エネルギー化 及びCO<sub>2</sub>削減の取組 (管財課)

### ○概要

#### 1 本庁舎省エネルギー化対策事業

庁舎で最大の電力を消費している照明のうち、執務室の照明器具について、平成 21 年度に省エネルギー型蛍光灯器具に取り替えることにより、庁舎の省エネルギー化及び CO<sub>2</sub> 削減を図りました。

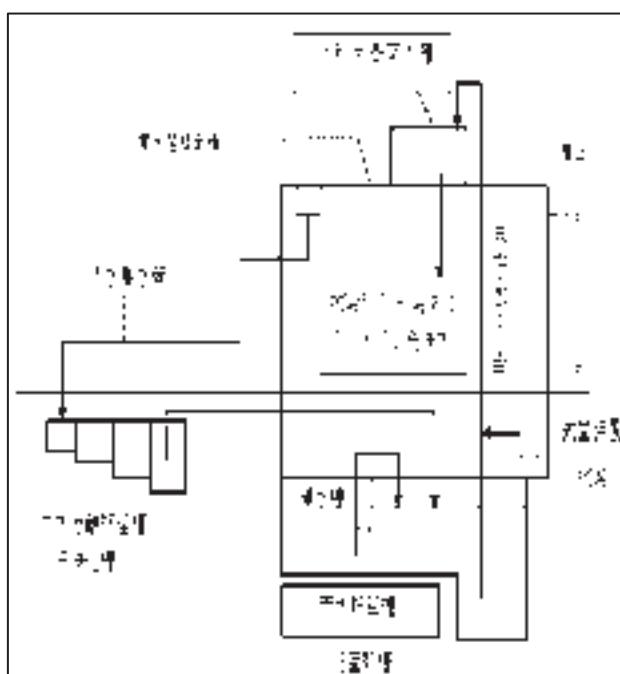
#### 2 集中管理県有自動車低公害車促進事業

管財課で集中管理している公用車 32 台（平成 26 年 6 月末）のうち、更新基準を大幅に超えている車両を平成 21 年度から平成 22 年度にかけ集中的（16 台）に、また、その後も隨時、環境対応型車両（ハイブリッド車など）に更新することにより、CO<sub>2</sub> 発生の抑制と燃料費等経費の削減を図りました。

なお、平成 26 年 3 月、民間企業から電気自動車 2 台の寄贈を受け、集中管理公用車として活用しています（集中管理公用車 32 台のうち 22 台がハイブリッド車など環境対応型車両）。

#### 3 地上デジタル放送対応機器整備促進事業

県の庁舎に配置しているブラウン管型テレビ受像器（210 台）について、平成 21 年度に地上波デジタル放送の受信が可能な液晶型テレビ受像器に更新することにより、緊急情報を遅滞なく収集するとともに、使用電力の削減による CO<sub>2</sub> 発生の抑制を図りました。



雨水利用装置の概要『庁舎設置略図』

**高知県文化環境功労者表彰（文化推進課）****○概要**

県では、文化の振興、国際交流の推進、環境の保全及び県民生活の向上に顕著な功績のあった個人や団体を表彰しています。

表彰の基準は、活動期間が概ね10年以上で、下記の表彰分野に該当する県内在住の個人や団体、又は先導的、先駆的な活動であり知事が表彰することを適當と認める場合としています。

受賞者（団体を含む）は、推薦のあったものの中から、選考委員会によって審査し、決定されています。

この表彰は、平成8年度から実施しており、平成26年度までに112の個人・団体を表彰しています。

また、環境関係では、28の個人・団体を表彰しています。

**■表彰分野**

- ①芸術の振興、文化財の保護など文化の振興に尽くしたもの
- ②地域国際化、国際友好交流、国際協力など国際交流の推進に尽くしたもの
- ③自然共生社会づくり、循環型社会づくりなど環境の保全に尽くしたもの
- ④消費生活、安全安心まちづくり、男女共同参画など県民生活の向上に尽くしたもの

**■平成26年度受賞者**

文化の振興・ 県民生活の向上	坂井 智宏
文化の振興	坂本 純一 (間 六口)
文化財の保護	上田 勇世
文化の振興	安田 鐵馬
県民生活の向上	榮 勇男
環境の保全	清家 敬太郎

**■表彰実績**

年 度	回 数	受 賞 者	受 賞 分 野						
			文 化 藝 術	文 化 財 の 保 護	生 活 文 化	國 際 交 流	自 然 環 境 の 保 護	環 境 の 保 全	縣 民 生 活 の 向 上
8	1	4	2	1				1	
9	2	7	5			1		1	
10	3	5	2				1	1	1
11	4	7	1	2		1		3	
12	5	5		2		2		1	
13	6	9	5	2		1		1	
14	7	6	3	1		1		1	
15	8	7	4	1		1		2	
16	9	7	3	1	1			2	
17	10	7	2	1		2		2	
18	11	7	1	4		2	2		
19	12	6	2	2		2	2		
20	13	6	1	2		1	1		2
21	14	4	2			1		1	1
22	15	5	1	1		1	2		
23	16	4	3			1			1
24	17	4	2					2	
25	18	6	3	3				1	
26	19	6	3	1				1	2
合計		112	45	24	1	17	8	20	6
									1

※分野は重複している場合がありますので、受賞者（団体を含む）の計とは合わないところがあります。

## 外来生物対策の推進

(環境共生課)

## ○現状と課題

私たちの身の回りには、たくさんの生物が様々な環境で生息・生育しています。その中で、従来その地域にいた生物ではなく、私たち人間の活動によって、他地域から入ってきた生物を外来生物といいます。

現在、国外だけでなく国内の他地域からも様々な外来生物が侵入するようになりましたが、外来生物の及ぼす影響が一般には広く知られていないことが大きな課題です。

## 外来生物が及ぼす影響

生態系への影響
在来生物を捕食することで、本来の生態系が乱れる。
エサや縄張り争いが起こるほか、今までにない寄生虫や病原微生物が入ってきて、在来生物の生存が脅かされる。
近縁の在来生物との交雑により、在来生物の遺伝的独立性が消失する。
人の健康や生活への影響
咬まれたり、刺される危険性がある。
元々存在しなかった花粉、寄生虫、病原微生物などが入ってきて、新たな感染症等の危険性が出てくる。
農林水産業への被害
畑を荒らしたり、漁業の対象となる生物が捕食され、収穫が減少する。

## ○特定外来生物

外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に特に重大な影響を与える恐れが強いものは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により特定外来生物に指定されています。これらについては、法律により下記の点が禁止されており、違反すると罰則が課せられます。

- ・飼育、栽培、保管及び運搬の原則禁止
- ・輸入の原則禁止
- ・野外へ放つ、植える及びまくことの禁止
- ・飼養等の許可を受けていない者に対しての譲渡、引渡し（販売も含む）の禁止

## 特定外来生物一覧 (H26. 8. 1 現在)

指定種	指定数(種)	種名の例
哺乳類	25	アライグマ ヌートリア等
鳥類	5	ゾウシチョウ等
爬虫類	16	カミツキガメ等
両生類	11	ウシガエル等
魚類	14	ブルーギル オオクチバス (通称ブラックバス)等
クモ・ サソリ類	10	セアカゴケグモ ハイイロゴケグモ等
甲殻類	5	ウチダザリガニ等
昆虫類	8	セイヨウオオマルハナバチ アルゼンチンアリ等
軟体 動物等	5	カワヒバリガイ等
植物	13	オオキンケイギク オオハンゴンソウ ボタンウキクサ等
合計	112	

## ○施策の展開

## (実施しようとする取組)

- ①外来生物の侵入や定着防止等のため、外来生物について広報を実施します。
- ②セアカゴケグモなどの人的被害を及ぼす恐れのある特定外来生物の駆除に取り組みます。

## (実施した取組)

県内全市町村及び県関係機関に対し環境省が作成したパンフレットを配布する等、注意喚起を行いました。

毒グモ「セアカゴケグモ」の発見場所近辺で生息調査を行うとともに、市町村その他関係機関と連携し、注意喚起の広報を行いました。



セアカゴケグモ（メス）

オオキンケイギク

## 高知県グリーンニューディール基金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業） (新エネルギー推進課)

### ○概要

高知県では、平成25年度に、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を原資として「高知県グリーンニューディール基金」を造成しました。今後、この基金を活用して、地域の防災拠点や避難所等への再生可能エネルギー発電設備等の導入を支援し「災害に強く、低炭素な地域づくり」を推進していきます。

【基金総額】 18億円

【基金事業実施期間】 H25～H27年度

### ○再生可能エネルギー等導入事業費補助金

防災拠点や避難所等に再生可能エネルギー発電設備等を導入する市町村、民間事業者等に対し、導入経費について補助します。

#### ■補助率

市町村、一部事務組合：定額（10/10）

民間事業者：1/3以内

#### ■事業の対象となる設備の例

##### （1）再生可能エネルギー設備

①太陽光、②風力、③小水力、④地中熱、⑤廃熱や地熱、⑥バイオマス、⑦その他（太陽熱・雪氷熱など）

##### （2）再生可能エネルギーに付帯するもの

①蓄電池  
②街路灯・道路灯（ただし、再生可能エネルギーと蓄電池を併設したLED街路灯や調光機能を有するLED等長寿命の街路灯に限る）  
③屋内高所照明（点灯時に大きな電圧が必要な

水銀灯をLED灯等長寿命の照明に更新する場合に限る）

- ④高効率照明・高効率空調（再生可能エネルギー等を導入し、そのエネルギーを効率的に活用するために施設へ設置する場合に限る）
- ⑤その他（燃料電池等）

電力遮断時に夜間電力を確保する必要があるため、太陽光発電設備等を設置する場合は、同時に蓄電池を設置する必要があります。

また、既に再生可能エネルギー発電設備が導入されている施設等において、蓄電池のみを導入することも事業の対象となります。

#### ■対象施設

地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設

#### <対象施設の例>

庁舎	消防本部・消防署等
警察本部・警察署等	診療施設
上下水道施設	清掃工場
公民館	体育館
社会福祉施設	学校
公園	公共交通機関の施設
宿泊等施設（※）	コンビニエンスストア（※）
福祉避難所（※）	

（※）災害等の非常時に避難所等になり得るものに限ります。

#### ■事業実施予定

H25年度に対象施設選定に関する外部評価委員会を実施し H27年度までに以下の対象施設へ導入していく予定です。

#### <対象施設数と事業者との内訳>

県	市町村等	民間	計
10	59	1	70

